

佐賀県教育委員会訓令甲第 1 号

本 庁
教 育 事 務 所
教育機関（学校を除く。）

佐賀県教育庁等職員安全衛生管理規程（平成 6 年佐賀県教育委員会訓令甲第 1 号）の一部を次のように改正する。

令和 3 年 3 月 31 日

佐賀県教育委員会教育長 落 合 裕 二

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(衛生担当者) 第 9 条 <u>企画・経営グループ</u> 、課及び教育機関等に衛生担当者を置く。 2～5 略	(衛生担当者) 第 9 条 課及び教育機関等に衛生担当者を置く。 2～5 略

様式第 1 号から様式第 4 号までの規定中「 」を削る。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。